

化粧品と薬事をテーマに各地で講演多数 研究員の経験を生かし処方開発も視野に

今村行政書士事務所

今村行政書士事務所の所長を務める行政書士で化粧品薬事コンサルタントの今村彰啓氏は、コーネで化粧品の研究開発、処方開発を10年ほど経験した後、商品開発や企画を担当した。続いて、当時提携していたロレアルにて化粧品の品質管理や生産技術、総括製造販売責任者を経験し、DHCでも化粧品の研究開発に従事した後、2015年に独立して事務所を開業した。

会社務めをしていた頃、証券大手の山一証券が倒産した。そこで「これからは大企業でも安泰でなくなるので資格を取ろう」と考え、行政書士の資格を取得した。化粧品は許認可業務が多く、化粧品業界での経験と行政書士の資格を活かそうと開業した。

「化粧品製造販売業の許可取得と更新業務のサポートが多い。化粧品業界に魅力を感じて新規参入を目指す企業からの依頼が増えている。日本市場への参入を目指す外資系企業のコンサルティングや、韓国のOEM会社の依頼受けての講演、日本のヒット商品を参考に商品をつくりたいという海外企業からの問い合わせもある」(今村氏)

製造販売業や製造業の許可を取得するのはそれほど難しくないが、更新手続きは容易ではない。総括製造販売責任者が品質管理と安全管理のマニュアルを揃えるが、更新時には許可取得から更新に至るまでの品質管理と安全管理の書類が求められる。品質管理ではクレーム対応の記録を残す。総括製造販売責任者は出荷判定時に製造ロットごとに中身が規格通りになっているか、表示が正しいかをチェックし、判定の印を押すが、それも記録する。安全管理では、ユーザーから寄せられた製品による肌トラブルに対し、どのような措置をしたのかなどを記録する。また、安全管理情報の収集として厚生労働省、各地方自治体、医薬品医療機器総合機構のホームページ、専門紙などから必要な情報を毎月定期的にファイル

する。OEM先に作成を依頼する場合は、製造委託の契約書類も必要となる。

最近は広告表現の調査依頼も多い。消費者庁は企業のホームページなどをチェックしており、表現が化粧品の範疇を超えた場合は製品回収を指示する可能

性がある。回収に応じないと製造販売業の更新はできない。2016年4月に景品表示法で課徴金制度が導入され、優良誤認表示や有利誤認表示をした事業者から売上の3%が徴収されることになった。

今村氏は講演の機会も少なくない。セミナー会社から依頼を受けての講演や、行政書士稻門会仕事塾、薬事法行政書士協議会などで講師を務めることもある。さらに、2018年には「コスメビジネス入門&サポートセミナー」を単独で開催し、薬機法の概要や化粧品製造販売および化粧品輸入の実務などを解説した。

海外に化粧品を輸出したい企業からの、成分チェックの依頼も増えている。海外の法規制は、セミナーや現地に支店がある企業などから情報を収集する。

「最近は処方開発のリクエストも増えた。私はもともと研究員だったので、将来的には自前のラボを設け、自ら処方開発ができるようにしたい。そうすることで、法規から処方までトータルでサポートできるようになる。今後は、定期的に依頼をいただけけるようなビジネスモデルを構築し、組織を拡充したい。薬事業務のサポートを必要としている企業は多いと思うので、ニーズを掘り起こしていく」(今村氏)



今村彰啓氏